

## <報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和7年7月29日

### 令和7年度普通交付税の算定結果等について（県分）

令和7年度の普通交付税の交付額等が、7月29日に総務大臣により決定され、閣議報告されました。これに伴い埼玉県分の普通交付税の交付額等が決定しましたので、お知らせします。

#### 【ポイント】

- 埼玉県（県分）の普通交付税は、前年度（当初算定）に比べて3.1%多い2,814億5,528万1千円となり、8年連続で増加しました。
- 基準財政需要額は、給与改定に伴い小学校費や警察費等が増加した影響や臨時財政対策債への振替額が皆減した影響などにより、前年度（当初算定）と比較して約485億円増加しました。
- 基準財政収入額も県民税所得割や法人事業税が増加した影響などにより、前年度（当初算定）と比較して約401億円増加しました。
- また、臨時財政対策債は、前年度（当初算定）から皆減となり、制度創設後初めて、発行可能額がゼロとなりました。
- 前年度（当初算定）の普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税と比較すると4.9%減少しています。

※ 普通交付税は、「基準財政需要額」（当該団体の標準的な経費から、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債の発行可能額を減じたもの）から「基準財政収入額」（当該団体の標準的な税収等）を差し引いた額について、国が交付するもの。

※ 臨時財政対策債について（平成13年度の地方財政対策から導入）

地方財政の財源不足部分を国と地方が一定のルールで負担し、国負担分は一般会計からの繰入により、地方負担分は地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じるもの。元利償還金については、後年度に全額交付税措置される。

※ 令和6年度は12月に普通交付税の再算定が実施され、最終決定額は当初算定額から約277億円増加しているが、本資料では、令和6年7月の当初算定と比較をしている。

## **I 普通交付税・臨時財政対策債**

### **1 本県の普通交付税交付決定額**

- (1) 交付決定額 2, 814億5, 528万1千円
- (2) 対前年度比 85億4, 479万円 + 3.1%  
(参考：道府県全体伸び率+0.4%)
- (3) 対当初予算比 6億5, 928万1千円 + 0.2%  
(参考：当初予算額2, 807億9, 600万円)

### **2 本県の臨時財政対策債発行可能額**

- (1) 発行可能額 0円
- (2) 対前年度比 △230億4, 153万6千円 皆減  
(参考：道府県全体伸び率 皆減)

### **3 本県の実質的な交付税額（上記1+2）**

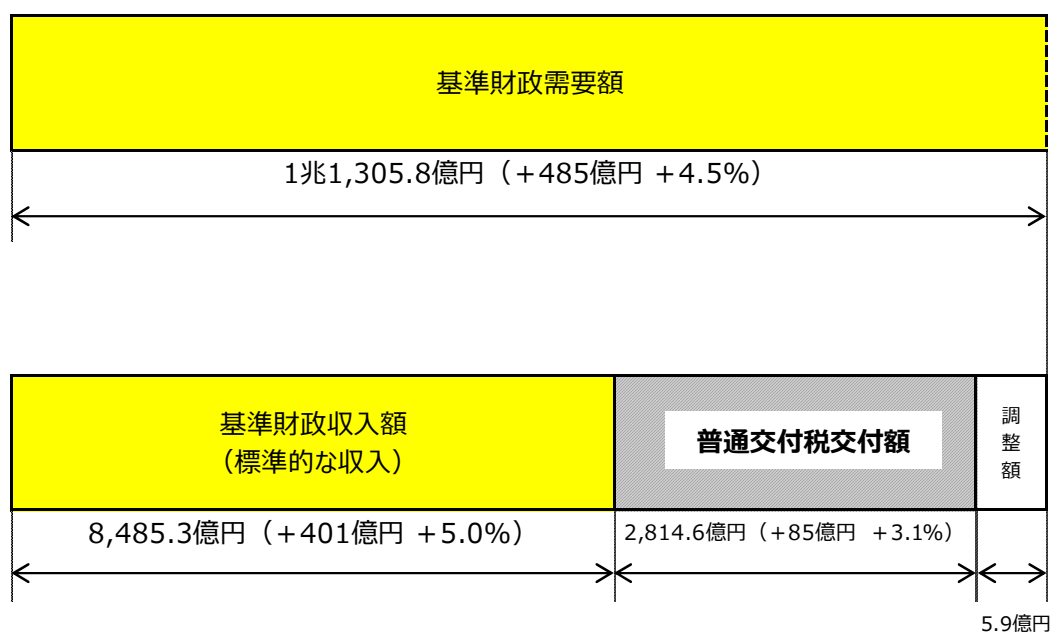
- (1) 交付決定額 2, 814億5, 528万1千円
- (2) 対前年度比 △144億9, 674万6千円 △4.9%  
(参考：道府県全体伸び率△2.1%)
- (3) 対当初予算比 6億5, 928万1千円 + 0.2%  
(参考：当初予算額2, 807億9, 600万円)

## **4 特 徴**

- (1) 普通交付税の交付決定額は、基準財政需要額の増加額（約485億円）が基準財政収入額の増加額（約401億円）を上回ったため、前年度と比較して3.1%増となり、8年連続で増加した。

- (2) 基準財政需要額は、給与改定に伴い小学校費や警察費等が増加した影響や臨時財政対策債への振替額が皆減した影響などにより、前年度と比較して約485億円増加した。
- (3) 基準財政収入額は、県民税所得割や法人事業税が増加した影響などにより、前年度と比較して約401億円増加した。
- (4) 臨時財政対策債は、前年度から皆減となり、制度創設後初めて、発行可能額がゼロとなった。
- (5) この結果、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、前年度と比較して4.9%減少した。

【参考】普通交付税等のイメージ図（令和7年度・県分）



- ※1 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合に、財源不足額の合算額を普通交付税の総額に合わせるために減額した額のことです。
- ※2 ( ) の数値は前年度比の増減額及び増減率を示しています。
- ※3 端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

## 5 普通交付税等対前年度比較（当初算定）

（単位：千円、％）

| 区 分        |             | 令和<br>7 年 度      | 令和<br>6 年 度      | 比較増減          |         | 道 府 県<br>全体伸率 |
|------------|-------------|------------------|------------------|---------------|---------|---------------|
|            |             |                  |                  | 金 額           | 伸率      |               |
| 普 通<br>交付税 | 基準財政需要額 A   | 1, 130, 579, 565 | 1, 082, 082, 252 | +48, 497, 313 | +4. 5%  | +2. 8%        |
|            | 基準財政収入額 B   | 848, 530, 189    | 808, 425, 940    | +40, 104, 249 | +5. 0%  | +4. 6%        |
|            | 交付基準額 A-B C | 282, 049, 376    | 273, 656, 312    | +8, 393, 064  | +3. 1%  | +0. 4%        |
|            | 調整額 D       | 594, 095         | 745, 821         | △151, 726     | △20. 3% | —             |
|            | 交付決定額 C-D E | 281, 455, 281    | 272, 910, 491    | +8, 544, 790  | +3. 1%  | +0. 4%        |
| 臨時財政対策債 F  |             | 0                | 23, 041, 536     | △23, 041, 536 | 皆減      | 皆減            |
| 合 計 E+F G  |             | 281, 455, 281    | 295, 952, 027    | △14, 496, 746 | △4. 9%  | △2. 1%        |

## Ⅱ 地方特例交付金

### 1 地方特例交付金の概要

国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付される交付金。令和7年度は住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金及び定額減税減収補填特例交付金が交付される。

#### <住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金>

平成20年度から、所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するために交付されている。令和7年度は全国ベースで1,759億円を措置。

#### <定額減税減収補填特例交付金>

個人住民税における定額減税による地方公共団体の減収を補填するために交付される。全国ベースで103億円を措置。

### 2 本県の交付決定額

45億7,165万9千円

対前年度比 △211億1,198万6千円 △82.2%

### 3 地方特例交付金対前年度比較

(単位：千円、%)

| 区 分                       | 令和<br>7年度 | 令和<br>6年度  | 比較増減        |       | 道府県<br>全体伸率 |
|---------------------------|-----------|------------|-------------|-------|-------------|
|                           |           |            | 金額          | 伸率    |             |
| 地方特例交付金                   | 4,571,659 | 25,683,645 | △21,111,986 | △82.2 | △83.4       |
| 住宅借入金等特別税額控除<br>減収補填特例交付金 | 4,351,278 | 4,923,676  | △572,398    | △11.6 | △10.8       |
| 定額減税減収補填特例交<br>付金         | 220,381   | 20,759,969 | △20,539,588 | △98.9 | △98.9       |